

別表第2（第2条関係）

行政、民生、環境保健、産業、教育、文化その他各般において次の表のいずれかに該当するもので、長年にわたり市政の発展に貢献し、功績が顕著なもの

表彰区分	功績区分	対 象
1 自治功績	(1) 行政関係	ア 行政委員会の委員又は監査委員 イ 附属機関の委員その他条例、規則又は要綱で定める委員 ウ 行政相談委員
	(2) 地域社会発展関係	ア 自治連合協議会校区代表者 イ 消費生活関係団体の役員 ウ 交通指導員 エ 交通安全関係団体の役員 オ 防犯関係団体の役員 カ まちづくり協議会等まちづくり組織をまとめ、魅力あるまちづくりに尽力し、功績が顕著な者 キ 明るい選挙推進協議会委員 ク 統計調査員 ケ 公園愛護委員 コ その他地域社会の発展に長年尽力し、功績が顕著な者 サ 設立後5年以上を経過し、引き続き地域社会の発展に顕著な功績のある団体
	(3) 消防防災関係	ア 消防・防災関係団体の役員 イ 消防団員 ウ その他防火・防災思想の高揚に長年尽力し、功績が顕著な者 エ 設立後5年以上を経過し、引き続き防火・防災思想の高揚に顕著な功績のある団体

	(4) 納税関係	ア 税務関係協力団体の役員 イ その他納税思想の高揚及び納税成績の向上に長年尽力し、功績が顕著な者 ウ 設立後5年以上を経過し、引き続き納税思想の高揚及び納税成績の向上に顕著な功績のある団体
2 民生功績	社会福祉関係	ア 社会福祉協議会の役員 イ 民生委員・児童委員の役員 ウ 保護司 エ 各種相談員又は指導員 オ 校区福祉委員会の役員 カ 社会福祉関係団体の役員 キ 社会福祉施設の設置者又は代表者 ク 保育関係団体の役員 ケ 私立保育所の設置者又は代表者 コ 保育所嘱託医会の役員 サ 赤十字奉仕団堺市地区本部委員会の役員 シ その他社会福祉の向上に長年尽力し、功績が顕著な者 ス 設立後5年以上を経過し、引き続き社会福祉の向上に顕著な功績のある団体
3 環境保健功績	(1) 環境保健関係	ア 医師会、歯科医師会、薬剤師会又は助産師会の役員 イ 保健衛生関係団体の役員 ウ 環境事業関係団体の役員 エ その他環境保健の向上に長年尽力し、功績が顕著な者 オ 設立後5年以上を経過し、引き続き環境保健の向上に顕著な功績のある団体

	(2) 環境保全関係	ア 環境保全関係団体の役員 イ その他環境保全創造に長年尽力し、功績が顕著な者 ウ 設立後5年以上を経過し、引き続き環境保全の向上に顕著な功績のある団体
4 産業功績	(1) 商工関係	ア 商工業関係団体等の役員 イ 伝統地場産業の伝承と発展に尽力し、功績が顕著な者 ウ 就労対策の推進に尽力し、功績が顕著な者 エ 生産技術の開発・改善に尽力し、特に功績が顕著な者 オ その他商工業等諸産業の振興発展に長年尽力し、功績が顕著な者 カ 設立後5年以上を経過し、引き続き商工業等諸産業の振興発展に顕著な功績のある団体
	(2) 建設関係	ア 建設関係団体等の役員 イ その他建設業等の振興に長年尽力し、功績が顕著な者 ウ 設立後5年以上を経過し、引き続き建設業等の振興に顕著な功績のある団体
	(3) 農水産関係	ア 農業関係団体の役員 イ 水産業関係団体の役員 ウ 地域農水産業の振興と発展に尽力し、功績が顕著な農業後継者 エ 自営農業者として農業技術の開発、品種改良、農業後継者の育成等農業の振興開発に功績のあった者 オ その他農業又は水産業の振興に長年尽力し、功績が顕著な者 カ 設立後5年以上を経過し、引き続き農業又は水産業の振興に顕著な功績のある団体

	(4) 労働関係	ア 地域労働団体等の役員 イ 労働運動を通じて社会的功績があり、他の模範と認められる者
5 教育功績	(1) 学校保健関係	ア 学校医会、学校歯科医師会又は学校薬剤師会の役員 イ その他学校保健の向上に長年尽力し、功績が顕著な者
	(2) 学校教育関係	ア 私立の幼稚園、小学校又は中学校の設置者若しくはその代表者 イ 私立の幼稚園、小学校又は中学校の校（園）長 ウ 学校教育関係団体の役員 エ その他学校教育の向上に長年尽力し、功績が顕著な者 オ 設立後5年以上を経過し、引き続き学校教育の向上に顕著な功績のある団体
	(3) 社会教育関係	ア 社会教育関係団体の役員 イ その他社会教育又は生涯学習の振興に長年尽力し、功績が顕著な者 ウ 設立後5年以上を経過し、引き続き社会教育又は生涯学習の振興に顕著な功績のある団体
	(4) 社会体育関係	ア 社会体育関係団体の役員 イ スポーツ推進委員 ウ その他社会体育の振興に長年尽力し、功績が顕著な者 エ 設立後5年以上を経過し、引き続き社会体育の振興に顕著な功績のある団体
	(5) 青少年教育関係	ア 青少年育成関係団体の役員 イ 青少年指導員 ウ その他青少年の健全育成に長年尽力し、功績が顕著な者 エ 設立後5年以上を経過し、引き続き青少年の健全育成に顕著な功績のある団体

6 文化功績	芸術文化関係	ア 文化関係団体の役員 イ 伝統を有し、技法上価値の高い工芸技術、郷土技能等の保存継承に功績のあった者 ウ その他文化・芸術の振興に長年尽力し、功績が顕著な者 エ 設立後５年以上を経過し、引き続き文化・芸術の振興に顕著な功績のある団体
7 人権功績	人権関係	ア 人権関係団体の役員 イ 人権擁護委員 ウ その他人権意識の高揚に長年尽力し、功績が顕著な者 エ 設立後５年以上を経過し、引き続き人権意識の高揚に顕著な功績のある団体
8 国際交流功績	国際交流関係	ア 国際交流関係団体の役員 イ その他国際交流事業に長年尽力し、功績が顕著な者 ウ 設立後５年以上を経過し、引き続き国際交流事業に顕著な功績のある団体
9 公共公益功績	公共事業関係	ア 区画整理事業関係団体の役員 イ 公共事業の推進に尽力し、功績が顕著な者 ウ 設立後５年以上を経過し、引き続き公共事業の推進に顕著な功績のある団体
10 特別功績	特別関係	上記の表彰区分に該当するもののほか、市勢の発展に顕著な功績のあったもの

備考

- この表において「役員」とは、会長、副会長、理事、会計、監査及び事務局長又はこれらに類する役職にある者をいう。
- この表における年数については、表彰の年の３月３１日現在において算定するものとする。この場合において、月の途中で設立したときは、当該月の初日に設立したものとみなして算定するものとする。